平成２５年（フ）第１１６２号
埼玉県上尾市大字上1153番地　岡村マンション101
債務者　高山　昭夫
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６３号
埼玉県上尾市大字上1153番地　岡村マンション101
債務者　高山　利子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７５号
さいたま市見沼区大字蓮沼305番地
債務者　大嶋　里美
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０５号
埼玉県朝霞市本町１丁目33番23号　春霞荘102
債務者　桑折　邦光
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５０５号
埼玉県ふじみ野市苗間495番地27　みずほハイツ201、住民票上の住所東京都文京区水道２丁目４番３号
債務者　鈴木　義治
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２９９号
埼玉県熊谷市奈良新田277番地２
債務者　福田　孝義
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１０３号
岐阜県揖斐郡揖斐川町小島1446番地
債務者　吉野　昌代
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
山口県宇部市大字際波417番地102
債務者　新井　　薫
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第９０号
山口県宇部市大字際波417番地102
債務者　新井　洋子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第５３０号
大阪市東成区深江北３丁目６番14号　メゾンユイボナール602号
債務者　佐伯　清人
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７３３号
大阪府高槻市芝生町１―13―７、住民票上の住所大阪府高槻市堤町15番６号
債務者　金城　幸吉
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９２０号
大阪府寝屋川市木田元宮２丁目５番７号
債務者　橋本　三郎
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１８４号
大阪府東大阪市五条町９番15号　シャルマンコーポ枚岡公園Ａ棟204
債務者　林　　伸子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４５８号
大阪市東淀川区淡路５丁目21番13号　アメニティ淡路202号
債務者　柏原　康治
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５０２号
大阪市北区長柄東２丁目７番１―301号
債務者　堀家　智孝
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５７３号
大阪市淀川区西宮原２丁目７番59―203号
債務者　島田　大輝
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６８２号
大阪府枚方市杉山手１丁目５番16号
債務者　横山　　稔
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部